

高額療養費制度を利用される皆さんへ



このような方が対象です

- ✓ 治療などで**医療費が高額**になる方
- ✓ **治療が長く続く方**

2026年8月から
高額療養費制度が
変わります!

月額上限の見直し
「年間上限」の導入



高額療養費制度ってなんですか?

医療機関や薬局で支払った額が1か月で高額になったときに、自己負担限度額を超えた額が公的医療保険^(※1)から払い戻される(戻ってくる)月ごとの制度です。自己負担の上限額は、年齢や、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

(※1) 健康保険組合、協会けんぽ、市町村国保、共済組合、後期高齢者医療制度などの公的な機関が実施する保険を指します。



なぜ見直されるのですか?

高額療養費制度を将来にわたって維持していくための見直しです。医療費の増加や世代間のバランスを踏まえ、収入に応じて負担が決まる、より公平な仕組みに整えることが目的です。月々の上限額は上がりますが^(※2)、「年間上限」や「所得別の軽減」でカバーする内容となっています。

(※2) 所得や年齢によって異なるため、すべての方が対象となるわけではありません。年収が低い方(例:年収200万円未満の方など)は、住民税が非課税となる場合があり、負担増を抑えるための配慮措置の対象となることがあります。



どこが変わるのですか?

① 1か月あたりの自己負担の上限額が引き上げられます。

2026年8月は、現行の区分のまま1か月あたりの自己負担の上限額が上がります。

2027年8月には所得区分が細分化され、所得によって上限額がさらに上がります。

② 「年間上限」が導入されます。

(計算期間 **2026年8月1日～2027年7月31日**)

新たに年単位の自己負担の上限額(年間上限)が設けられます(詳しくは裏面参照)。

2段階で
見直し

2027年8月

2026年8月

多数回該当
の金額は、
これまでと
変わりません!

多数回該当とは?

直近12か月の間に3回以上「高額療養費の対象となった」場合に、4回目以降の自己負担をさらに抑える仕組みです。「年収200万円未満」の方の多数回該当の金額は引き下げられます。



厚生労働省
高額療養費制度を利用される皆さまへ

今後の改定内容や制度の運用についての最新情報は、ご自身が加入している医療保険や厚生労働省のホームページでご確認ください。

裏面で
さらに詳しく
ご説明!



さらに詳しく！高額療養費制度



私の場合はどうなりますか？

下表の該当する所得区分をご確認ください。2027年8月からは、所得区分がより細分化されるため、「自分がどの区分に入るのか」がより重要になります。

所得区分	月の自己負担上限（円）		年間上限
	2026年8月～	2027年8月～	26年8月～
約1,650万円～ （標準報酬月額：127万円～）	270,300円＋ （医療費－901,000）×1% ＜140,100円＞	342,000円＋ （医療費－1,140,000）×1% ＜140,100円＞	168万円
約1,410～約1,650万円 （標準報酬月額：103～121万円）		303,000円＋ （医療費－1,010,000）×1% ＜140,100円＞	
約1,160～約1,410万円 （標準報酬月額：83～98万円）		270,300円＋ （医療費－901,000）×1% ＜140,100円＞	
約1,040～約1,160万円 （標準報酬月額：71～79万円）	179,100円＋ （医療費－597,000）×1% ＜93,000円＞	209,400円＋ （医療費－698,000）×1% ＜93,000円＞	111万円
約950～約1,040万円 （標準報酬月額：62～68万円）		194,400円＋ （医療費－648,000）×1% ＜93,000円＞	
約770～約950万円 （標準報酬月額：53～59万円）		179,100円＋ （医療費－597,000）×1% ＜93,000円＞	
約650～約770万円 （標準報酬月額：44～50万円）	85,800円＋ （医療費－286,000）×1% ＜44,400円＞	110,400円＋ （医療費－368,000）×1% ＜44,400円＞	53万円
約510～約650万円 （標準報酬月額：36～41万円）		98,100円＋ （医療費－327,000）×1% ＜44,400円＞	
約370～約510万円 （標準報酬月額：28～34万円）		85,800円＋ （医療費－286,000）×1% ＜44,400円＞	
約260～約370万円 （標準報酬月額：20～26万円）	61,500円 ＜44,400円＞	69,600円 ＜44,400円＞	53万円
約200～約260万円 （標準報酬月額：16～19万円）		65,400円 ＜44,400円＞	
～約200万円 （標準報酬月額：～15万円）		61,500円 ＜34,500円＞	
住民税非課税 70歳未満	36,900円 ＜24,600円＞	36,900円 ＜24,600円＞	29万円
住民税非課税 70歳以上	25,700円 ＜24,600円＞	25,700円 ＜24,600円＞	
一定所得以下 70歳以上	15,700円	15,700円	18万円



ここがポイント！

- マイナ保険証を利用すると、限度額適用認定証を事前に申請しなくても、窓口の支払いを自己負担限度額に抑えることができます。一部、未対応の医療機関がありますので、事前に窓口で確認しておくとう安心です。
- 健康保険組合によっては、自己負担がさらに軽くなる「付加給付」があることも。また、勤務先の団体保険から保険金を受け取れる場合があります。まずは担当窓口を確認してみましょう。
- 退職をされる方は、①健康保険の任意継続、②国民健康保険（自治体により減免制度あり）、③家族の扶養（収入要件あり）のうちどれが最適か早めに調べましょう。

< >：多数回該当

※2026年8月～2027年7月の年間上限は53万円となります。「～約200万円（標準報酬月額：15万円）」区分に該当することが確認できた場合、年間上限は41万円として再計算され、差額が2027年8月以降に払い戻されます。



年間上限について詳しく教えてください。

1か月あたりの自己負担の上限額は引き上げられますが、1か月ごとの上限に満たない月が続いても、年間の総額が一定額を超えると、加入している公的医療保険から払い戻しを受けられる仕組みです。

この1年間の、対象となる月々の自己負担額をすべて合算
→年間上限を超えた分が払い戻される



ここがポイント！

- 「年間上限」の計算期間は、**8月1日～翌年の7月31日**です。年（1月～12月）や年度（4月～翌年3月）の区切りではないので注意が必要です。
- 合算できるのは、月ごとの高額療養費と同じく、月額21,000円以上の自己負担（70歳未満）に限られますので、**月ごとに負担額をメモしておきましょう。**
- 年間上限に達しても、治療費はいったん窓口で支払い、あなた自身が加入している公的医療保険から払い戻しを受けます。また、**年間上限を超えた分の払い戻しには申請手続きが必要です。**

今後の改定内容や制度の運用についての最新情報は、ご自身が加入している医療保険や厚生労働省のホームページでご確認ください。

